

# 橋本市森林整備計画

(令和6年3月変更)

計画期間

自 令和 4年 4月 1日

至 令和14年 3月31日

和歌山県

橋本市

民 有 林

# 橋本市位置図

鉄 道



凡

例

山  
河

岳  
川



市 町 村 界  
森林計画区域

## 目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	4
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	
(1)	人工造林の対象樹種	6
(2)	人工造林の標準的な方法	6
(3)	伐採跡地の人工造林をすべき期間	7
2	天然更新に関する事項	
(1)	天然更新の対象樹種	8
(2)	天然更新の標準的な方法	8
(3)	伐採跡地の天然更新をすべき期間	9
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
(1)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準	9
(2)	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	9
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
(1)	造林の対象樹種	10
(2)	生育し得る最大の立木の本数	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12

第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	(1) 水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	12
	(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
	(1) 区域の設定	15
	(2) 施業の方法	15
3	その他必要な事項	
	(1) 施業実施協定の締結の促進方法	16
	(2) その他	16
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	17
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	17
5	その他必要な事項	17
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	18
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	18
4	その他必要な事項	18
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
	(1) 路網密度の水準	19
	(2) 作業システムの考え方	19
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	
	(1) 基幹路網に関する事項	20

(2) 細部路網に関する事項	20
4 その他必要な事項	21
第8 その他必要な事項	
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	21
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	21
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	22
Ⅲ 森林の保護に関する事項	
第1 鳥獣害の防止に関する事項	
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
(1) 区域の設定	22
(2) 鳥獣害の防止の方法	22
2 その他必要な事項	23
第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法	23
(2) その他	23
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	23
3 林野火災の予防の方法	23
4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	24
5 その他必要な事項	
(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林	24
(2) その他	25
Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項	
1 保健機能森林の区域	26
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	26
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
(1) 森林保健施設の整備	26
(2) 立木の期待平均樹高	26
4 その他必要な事項	26

## V その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	
	(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項	27
	(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域	27
2	生活環境の整備に関する事項	27
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	27
4	森林の総合利用の推進に関する事項	28
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
	(1) 地域住民参加による取組に関する事項	28
	(2) 上下流連携による取組に関する事項	28
	(3) その他	28
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	28
7	その他必要な事項	29
	【別表1】	30
	【別表2】	32
	【別表3】	34

## 別紙 参考資料

1	人口及び就業構造	1
2	土地利用	2
3	森林転用面積	3
4	森林資源の現況等	3
5	計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在	4
6	市町村における林業の位置付け	5
7	林業関係の就業状況	6
8	林業機械等設置状況	7
9	林産物の生産概況	7
10	森林経営管理制度による経営管理権の設定状況	7

## 付属資料

橋本市森林整備計画	概略図
橋本市森林整備計画	ゾーニング図（施業方法別）
橋本市森林整備計画	ゾーニング図（水源涵（かん）養）
橋本市森林整備計画	ゾーニング図（災害の防止・土壌の保全）
橋本市森林整備計画	ゾーニング図（木材生産）
橋本市鳥獣害防止森林区域	

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

橋本市は、和歌山県の北東端、紀伊半島のほぼ中央に位置し、東は奈良県五條市、西及び南はかつらぎ町、九度山町、高野町と接し、市の北部の森林地帯は葛城山系に属し、大阪府と境界をなしている。市域総面積は13,055ヘクタールである。

地形は、市の中央部を東西に紀の川が流れ、北部は河岸段丘からなる丘陵地、南部は山地となっている。

気候は瀬戸内気候に属しながらも、和歌山市に比べて年間の気温差が大きく、内陸性の気候を示し、降水量は比較的少ない。

本市の森林資源の現況は、森林計画の対象とする森林面積が7,135ヘクタール、総面積の55%であり、県森林率の77%を下回っている。

人工林は、4,645ヘクタールで、人工林率は65%となっており、林齢構成を見ると10齢級以上の成熟した森林が人工林全体の92%を占めている。天然林は2,391ヘクタールで、広葉樹が60%を占めている。

森林経営は大部分が零細であり、財産保持的森林となっており、不在村所有者も多く、林業活動は停滞している。

こうした中、本市では人工林率の高い奥地林分については大径材生産を目標として除・間伐を推進し、併せて森林のもつ二酸化炭素吸収や洪水緩和等の公益的機能が持続的に発揮されるよう森林整備を進めていくことが課題となる。

2016年に本市にある黒河道が、2004年に世界遺産登録された紀伊山地の霊場と参詣道に追加登録された。黒河道周辺の森林はバッファゾーンに指定され、それらの存在が世界遺産としての価値を高めている。

黒河道周辺の森林整備については、景観に配慮した森林施業を行い、多様な森林（針広混交林）への誘導も必要である。

### 2 森林整備の基本方針

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本市の長期総合計画では、「ひと・自然・歴史を活かし豊かさを高めるまちづくり」として、豊かな自然と共生するまちの実現を目指し、地域資源やエネルギーの保全・活用とともに、無秩序な市街地の拡散防止や減災対策により、市民生活の安全性と質的向上が確保された持続発展可能な地域社会を形成することとしており、本市森林の役割として、森林資源を生産・供給する経済的機能はもとより、水土の保全、生活環境保全および保健文化等、森林の有する多面的機能が総合的かつ高度に発揮されることが期待されている。

このことから、健全で公益的機能の高い森林の整備を推進するため、間

伐あるいは竹林の森林への侵入拡大の防止等、適切な森林整備の実施を一層図り、水源の涵（かん）養あるいは土地の流出崩壊防止等の機能を増進する。また、生活に密着したふれあいの場、健康的な活動の場としての森林を活かした森林資源の有効利用を推進する。なお、森林の有する機能ごとに、その機能発揮の上から望ましい森林の姿は次のとおりである。また、これらの機能は重複することがある。

① 木材等生産機能

林木の育成に適した森林土壌を有し、適正な密度を保ち、形質の良好な樹木からなる成長率の高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林を目指すこととする。

② 水源涵（かん）養機能

下層植生とともに根系の発達が良好であり、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力が高い土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進するような施設等が整備されている森林を目指すこととする。

③ 山地災害防止／土壌保全機能

根系が深くかつ広く発達している森林で、落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって、下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する施設等が整備されている森林を目指すこととする。

④ 快適環境形成機能

大気の浄化、風や騒音等の遮蔽能力が高くかつ諸害に対する抵抗力があり、葉量の多い樹種によって構成されるなど、快適な生活環境を保全する森林を目指すこととする。

⑤ 保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）

渓谷等と一体となって優れた自然美を構成する森林、自然とのふれあいの場として住民等に憩いや学びを提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション・教育的活動に適した施設が整備されている森林を目指す。また、史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林においては、必要に応じて風致のため、または文化活動のための施設が整備されている森林を目指すこととする。

原生的な森林生態系を保持し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林を目指すこととする。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方針

(1) で掲げるそれぞれの機能に応じた適正な整備及び保全の基本的な考え方は以下のとおりである。

① 木材等生産機能維持増進森林

木材等の林産物の効率的かつ安定的な供給を基本とし、木材等生産機能を維持増進させる必要のある森林について、良質な木材を計画的かつ持続的に生産できる森林に誘導するため、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、施業の集団化や機械化等による効率的な森林整備及び保全を推進する。

② 水源涵（かん）養機能維持増進森林

高齢級の森林への誘導を推進することを基本とし、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、水源涵（かん）養機能を維持増進させる必要のある森林について、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系、下層植生の良好な発達が確保され、林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

③ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

高齢級の森林への誘導を基本とし、長伐期施業や複層林施業を推進するとともに、伐採に伴う裸地化の縮小や分散化、天然力の活用により、山地災害防止や土壌保全の機能を維持増進させる必要のある森林について、根系、下層植生の良好な発達が確保され林木の成長が旺盛な森林などに誘導するための森林整備及び保全を推進する。

④ 快適環境形成機能維持増進森林

地域の快適な生活環境の保全・創出を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、快適環境形成の機能を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、葉量の多い樹種で構成され、諸被害に対する有効性・抵抗性の高い活力ある森林に誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

⑤ 保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）維持増進森林

憩いと学びの場の提供や美的景観の維持・形成、多様な生物の生育・生息の場の保全を基本とし、長伐期施業や複層林施業の推進により、保健・文化機能（生物多様性保全機能を含む）を維持増進させる必要のある森林について、多様な樹種・林層からなる森林、クヌギ・コナラ類や備長炭の原木となるウバメガシ等の郷土樹種を主体とする森林、原生的な自然環境を保持し、貴重な動植物の生息・生育している森林などに誘導するための森林整備及び保全を自然的条件及び社会的条件に応じて推進する。

また、これらの森林整備を推進するために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策について、施業は林業労働力の担い手の主体である森林組合と連携を取り、技術指導、啓蒙普及に努め、計画的な施業の実施を行うための体制整備を推進するものとする。

加えて、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、スギ等人工林の主伐量の増加、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）等による再造林面積の増加による資源の循環利用を積極的に推進し、花粉発生源対策を加速化させる。

また、適切な森林整備を推進していくためには、市全体の発展方向に十分留意するとともに、国あるいは県の補助金等を活用することとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

紀北流域活性化センターの方針の下に、県、森林管理局、市、森林所有者、森林組合等関係者の合意形成及び国有林・民有林の緊密な連携を図りつつ、森林の経営の受委託等による森林経営の規模の拡大と施業集約化の推進、林業後継者の育成・確保、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った森林諸施策の総合的な実施を計画的に推進するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹
本市全域	35年	40年	35年	15年	50年	20年

※ 標準伐期齢は、平均的な森林における立木の伐採（主伐）の時期に関する指標と定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。また、特殊材生産並びにエリートツリー及び早生樹に係るものには適用しない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下の皆伐又は択伐とする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、

適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン（令和元年8月1日付け和歌山県農林水産部森林・林業局通知）」により現地に適した方法で、伐採及び集材を行うものとする。

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨とし、自然条件、地域における造林種苗の需要動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を定めるものとする。

また、下表以外の樹種を植栽しようとする場合は、森林総合監理士及び林業普及指導員等又は市の林務担当部局と協議のうえ、適切な樹種を選択することとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クヌギ、ケヤキ、コナラ、コウヤマキ、カシ、ヤマザクラ類等	

#### (2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタールあたりの標準的な植栽本数を植栽することとする。

また、複層林化を図る場合の下層木について、下表の植栽本数のうち「疎仕立て」に相当する植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、森林総合監理士及び林業普及指導員等又は市の林務担当部局とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定することとする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努める。

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	

	密仕立	6,000	
ヒノキ	疎仕立	2,000(1,500)～3,000	
	中庸仕立	4,000	
	密仕立	6,000	
クヌギ、コナラ等		3,000～4,500	

注：( ) 書きの本数については、単木的な処理等による効果的な獣害防止対策が実施され、成林することが見込まれる場合に適用できるものとする。

#### イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地ごしらえの方法、植付けの方法、植栽時期その他必要な事項について定めるものとする。

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮するものとする。
植付けの方法	気候その他の自然条件を勘案して適期に植え付けるものとする。
植栽の時期	裸苗については、春に苗木が成長を始める前か、秋の成長休止期直前に植え付けを行うこと。 コンテナ苗及びポット苗については、盛夏及び厳寒時期を避けて植え付けを行うこと。

#### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林及びそれ以外の森林の伐採跡地において、人工造林により更新する場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、林冠の再開鎖を見込むことができないものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、ぼう芽更新が期待できる場合はこの限りでない。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、

気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととし、森林の確実な更新を図ることを旨として、次の（１）から（３）までの事項を定めるものとする。

（１）天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種に限る。以下同じ。）を定めるものとする。

天然更新の対象樹種	マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性になりうる樹種
うちぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等の高木性又は小高木性の樹種

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち稚樹高50cm以上のものがその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるべきこととする。

樹種	期待成立本数
マツ類、カシ類、ナラ類、シデ類、カエデ類、ニレ類、ブナ類、シイ類、サクラ類等和歌山県内に自生する樹木であり、将来その林分において高木性又は小高木性になりうる樹種	1ヘクタールあたり約10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定めるものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天下種更新が阻害されている箇所について、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている場合について行う。
植え込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な場所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽の発生状況等を考慮し、ぼう芽の優劣が明かになる頃に、芽かきなどぼう芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

天然更新の完了確認については、森林法第10条の8及び第15条に基づく届出の天然更新の方法に基づき、適確な更新が図られているかを現地確認するものとする。

なお、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業又は人工造林により、確実に更新を図るべきものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

地域森林計画で定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、天然更新が期待できない森林について主伐後の適確な更新を確保することを旨として、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、近隣の主伐実施個所における天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して定めるものとする。

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とし、周辺森林の天然更新の状況を勘案し、判断するものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考

該当なし	
------	--

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めるものとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)によることとする。

イ 天然更新の場合

2の(1)によることとする。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数を1ヘクタール当たり約10,000本と定めるとともに、当該対象樹種のうち稚樹高50cm以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させるべきこととする。

5 その他必要な事項

主伐後は、早期に適切な方法により造林を行うこととする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、定めるものとする。

樹種	施業体系※	植栽本数(本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	12	18	26	41	間伐率は、材積率35%以下

ヒノキ	標準伐期施業 長伐期施業	4,000	19	24	33	48	とする。 なお、平均的な間伐の実施時期の間隔は、標準伐期齢未満の森林においては10年、標準伐期齢以上の森林については15年とする。
-----	-----------------	-------	----	----	----	----	--

※1 柱材生産とは、標準伐期齢を超える4回目の間伐は実施しない森林施業体系であり、長伐期施業とは、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とする森林施業体系とする。

- ① 間伐とは、森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。
- ② 「間伐を実施すべき標準的な林齢」は、平均的な地位における標準的な林齢を示している。
- ③ 本表によらない場合は、施業体系及び植栽本数等に応じて、人工林分収穫予定表を参考に適切な施業を行うこととする
- ④ 上記にかかわらず、間伐の実施にあたっては、立木の成長力などに留意のうえ、森林の状況に応じた施業を実施することとする。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次により定めるものとする。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切り及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定めるものとする。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定めるものとする。この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定めるものとする。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	10	12	14	16	18	20	..			
下刈	スギ	1	1	1	1	1		1									植栽木が下草より抜き出るまで、年1～2回行う。実行時期は、6月上旬から9月上旬とする。		
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1		1										
除伐	スギ									1～2							造林木の生長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形質不良木を除去する。実施時期は、林地に応じて適時に行う。つる切りについては、除伐に併せて行う。		
	ヒノキ										1～2								
枝打ち	スギ														2		林分の樹冠閉鎖後、立木の生長に支障のない程度に行う。13～20年ごろから始め、主伐までに2回程度、実施時期は、11月から3月とする。		
	ヒノキ														2				

※1 下刈りにあつては植栽木の生育状況や下草の繁茂状況などを勘案し、上表によらず効率的な施業を行うこととする。

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け51林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案して定めるものとする。

#### (1) 水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、

湧水池、溪流等の周辺に存する森林、水源涵（かん）養機能が高い森林など水源の涵（かん）養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

当該森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

#### イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

また、当該森林の伐採齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に 10 年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表 2 に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹
本市全域	45年	50年	45年	25年	60年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林

#### ア 区域の設定

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵（かん）養機能維持増進森林以外の森林について定めるものとする。

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表 1 に定めるものとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、傾斜が急な個所、傾斜に著しい変移点のある個所、山腹の凹曲部等地表流化水及び地中水の集中流化する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫（れき）地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林等について定

めるものとする。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定めるものとする。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等について定めるものとする。

- ④ その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1) のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林について定めるものとする。

#### イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図るための施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉

樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業を、それぞれ推進することとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めることとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林には、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐齢期の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢におおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢を下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他針葉樹	その他広葉樹
本市全域	70年	80年	70年	30年	100年	40年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林について、必要に応じて定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めることとし、森林の区域については林班及び小班により表示するものとする。

### (2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給す

るため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

また、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

なお、大径材の生産を目標とする場合にあっては長伐期施業によることとし、原則として、主伐の時期は標準伐期齢の2倍以上の時期とする。その区域は別表2の長伐期を推進すべき森林において定めるものとする。

また、林木の生長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、一定の蓄積を維持できるような生長量相当分を適切に間伐するものとする。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

特になし

#### (2) その他

特になし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市では、小規模零細な森林所有者が多いため、森林経営の計画化・合理化を促進し、適正な森林施業の実行確保を図るため、森林組合や林業事業者が中心となり、長期の施業受委託の働きかけを行い、森林の経営規模の拡大と施業の集約化を推進することとする。

なお、森林経営の受託等を担う森林組合については、広域連携の促進や林業事業者等との連携による態勢強化に努めることとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

「低コスト推進団地」の取り組みを地域における施業集約化の要と捉え、不在村森林所有者を含む森林所有者等に対する長期の施業の委託等森林経営の受託を推進し、受託を担う林業事業者等に対しては、必要な情報の提供や育成への協力をし、地域での合意形成を働きかけ、団地化・集約化を促進することとする。

併せて、高性能林業機械の導入や適正な林分路網の整備による効率的な森林施業の実施を推進し、更なる経営規模の拡大をめざすこととする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林経営の受委託については、委託者である森林所有者と受託者である森林組合・林業事業体が森林経営計画受委託契約を締結することとする。

森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間(5箇年間)において、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採に必要な育成権原が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業を行う森林のみならず、当面施業を必要としない森林に対する保護に関する事項、また、施業や保護を実施するために必要な作業路網の設置及び維持管理に必要な権限の付与や施業に要する支出の関係を明確化するための項目を設置することに留意するものとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

また、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

なお、施業履歴等から森林整備が特に必要な区域において、地域の実情を踏まえ、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

### 5 その他必要な事項

特になし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

経営規模が、5ヘクタール未満の所有者が92%と零細であり、森林所有者の大半が林業以外の兼業であるため、林業活動は全般にわたって停滞している。

不在村所有者が比較的少ない地域や路網整備に取り組んでいる地域を中心に施業の共同化を推進する。

また、それ以外の地域では、市及び森林組合が中心となり、施業実施協定への参加を促進するとともに、集落単位等での施業の共同実施、森林組合との施業の共同化を推進する。

## 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域の寄り合いや市及び森林組合による懇談会等で互いの林況の把握に努め、啓蒙普及活動を行い、施業の共同化あるいは森林所有者間の施業実施協定の締結の推進を図る。

また、上記の活動により、同時に不在村森林所有者を割り出し、明確になった不在村森林所有者に対しても施業実施協定の締結を図れるよう懇談会等を開催し、啓蒙普及活動に努める。

不在村森林所有者の割合の高い地域は、一般的に施業、特に間伐が遅れており、森林の整備が十分出来ていない。本人の森林所有の動機づけに左右されるが、造林補助事業の周知や、比較的大規模経営の林家や森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

## 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下、「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲のある林業事業者等への共同委託により実施することを旨とすること。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作成者の共同により実施すること。
- (3) 共同作成者の1人が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすること。
- (4) 共同作成者の合意のもと、施業実施協定の締結に努めること。

## 4 その他必要な事項

特になし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

#### (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は、次表を目安とすることとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用すべきものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

#### (2) 作業システムの考え方

効率的な森林施業を実施するため、一般車両の通行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの導入を推進することとする。

また、傾斜や路網密度を勘案し、フォワーダ等を使用する車両系とタワーヤダ等を使用する架線系を施業地に応じて適用するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	40m以上	70m以上	110m以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	35m以上	50m以上	85m以上
	架線系 作業システム	20m以上	5m以上	25m以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	25m以上	35m以上	60m以上
	架線系 作業システム	15m以上	5m以上	20m以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	10m以上	—	10m以上

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、地形、地質、森林の有する機能等を踏まえ定めるものとし、その地域は、計画の概要図に図示することとする。

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ア 基幹路網の作設に係る留意点

林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日22林整第602号林野庁長官通知）を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。

##### イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長及び箇所数	利用区域面積	うち前年5年分	対図番号	備考
開設	自動車道		中道・赤塚	御山	2,000	112		1	
			山田・菖蒲谷	菖蒲谷北山	2,000	65		2	
			只野	黒岩	1,000	64		3	
			計	3路線	5,000				
拡張	(改良)		矢倉脇	根古谷	300	120		4	
	(舗装)		矢倉脇・山田	高山	4,855	134		5	
		計	2路線	5,155					
			合計	5路線	10,155				

##### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理するものとする。

#### (2) 細部路網に関する事項

##### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）を基本として県が定める森林作業道作設指針に則り開設するものとする。

また、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防

止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮するものとする。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できる  
よう適切に管理することとする。

4 その他必要な事項

山土場、機械の保管庫、土捨場等木材の合理的な搬出を行うために必要と  
される施設の整備その他の森林の整備のために必要な施設の整備について  
は、下表のとおりとする。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者のほとんどが農業との兼業であり、高齢化が進行している。こ  
のことから、森林整備の中心的担い手となる森林組合等林業事業体の育成、  
特に、森林組合の作業班員（「緑の雇用」事業において雇用）を中心に、林  
業労働者としての技術向上、あるいは資格の取得等について県農林大学校  
林業研修部及びわかやま林業労働力確保支援センターでの研修等を利用す  
るよう推進する。また、森林組合の合併や森林組合と林業事業体による業務  
の連携等、経営の安定化に向けた取り組みを推進する。

林業研究グループのような林業知識を有する地域の団体には、森林整備  
を先導しつつ、その活動を支援する。

また、女性の活躍・定着、高齢者等の適正な受け入れに努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  
高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造林 集材	紀ノ川流域 (緩・中傾斜地)	チェーンソー トラッククレーン	チェーンソー プロセッサ フォワーダ ウインチ付グリップ
	紀ノ川流域 (急傾斜地)	チェーンソー 集材機	チェーンソー スイングヤーダ 多目的ウインチ タワーヤーダ
造林 保育 等	地ごしらえ 刈	チェーンソー 刈り払い機	チェーンソー 刈り払い機
	枝打ち	人力、ノコギリ	自動枝打機

但し、集材機については、安全性の向上かつ省力化を図るため、油圧

式集材機及び架線式グラップルの導入を推進する。

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市は、北部を大阪府、東部を奈良県に接していることから、大阪・奈良方面の業者による立木の売買（立木売）が多く見られる。したがって伐採搬出業者は、川上から川下へという流通形態とは異なり、大阪・奈良方面に集荷されるという現状を呈している。地元産業の育成から、地元流通過程の利用を指導するとともに、素材生産事業者の協業化を進めていくこととする。紀州材等の木材利用促進のため、公共施設の木造化を推進するとともに公共土木事業における積極的な木材利用を推進する。木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとする。

市内に数個の菌床しいたけ栽培農家が生産グループを形成しており、経営の合理化、地場及び大消費地に向けた増産を支援する。

上記の林産物に限らず、木炭等その他林産物についても、その生産・販売等を支援する。

#### 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模 (m <sup>3</sup> )	対図 番号	位置	規模	対図 番号	
製材所	北馬場	1,850	△1				平井製材
	妻	200	△2				松山製材
	向副	177	△3				冷水製材
	高野口町 小田	300	△4				鉄田木材
特産物販売所	南馬場	549	△5				くにぎ広場
	岸上	1,440	△6				やっちゃん広場
	隅田町中 島	3,377	△7				冷水しいたけ 農園

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域を別表3に定めるものとする。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣	鳥獣害防止の方法	備考
ニホンジカ	次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独、又は組み合わせて推進する。	特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める。また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携するものとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）誘因狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他の必要な事項

鳥獣害防止の方法の実施状況の確認について、地元猟友会と協力し、適切に取り組むものとし、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等については、県の試験研究機関、林業普及指導員等と連携し、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

駆除の方法については、薬剤散布や伐倒駆除等、被害状況及び被害地域の周辺状況等を勘案し、適切なものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要性が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導を行うことがある。

(2) その他

実施にあたり、実施時期、実施区域、実施方法等については、関係者の意見を反映し、地元住民に説明を行うことにより、適正かつ円滑な防除事業を行うこととする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1に定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、区域内と同等の対策を講じることとし、人工林の間伐による下層植生の回復、広葉樹の植栽等による多様な森林づくりなど、様々な野生鳥獣が生息できる環境を整え、人間と野生鳥獣の棲み分けを図る。

3 林野火災の予防の方法

山火事による森林被害を未然に防止するため、防火標識等の設置や火災が発生しやすい時期においては、広報車等による山火事防止の普及啓発や森林巡視等の強化に努めることとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れについては、病虫害等の被害を受けている又は被害を受けやすい森林を健全に保つ観点から火入れをして更新を行うことが望ましいと判断される場合に実施するものとする。なお、実施にあたっては、防火帯を設けるとともに人員の配置についても考慮することとする。そのほか、市条例の規定に基づいて実施するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
<p>【旧橋本市】</p> <p>8 1 林班 イ準林班（8、9、11、20、21小班に限る） ロ準林班（4、5、6小班に限る） ハ準林班（3小班に限る）</p> <p>8 2 林班 イ準林班（4、6、7小班に限る） ロ準林班（1、5、7、9、11、13、15～18、22、23小班に限る） ハ準林班（1、3、8、10、11小班に限る）</p> <p>8 3 林班 イ準林班（9～11、14～19、21～23、26、27小班に限る） ロ準林班（1～3、6、12小班に限る） ハ準林班（23、28、30、33小班に限る） ニ準林班（4、5、7、9、10小班に限る） ホ準林班（1～3、5、9、10、13、18小班に限る）</p> <p>8 9 林班 イ準林班（3、5、9小班に限る） ロ準林班（12、18、20、21小班に限る）</p> <p>9 0 林班 イ準林班（1、4、5、8、10、13小班に限る） ロ準林班（1、2、5、6、9、10～14、16、17小班に限る）</p> <p>9 1 林班 イ準林班（18、22、40、41小班に限る） ロ準林班（7、17、31小班に限る） ハ準林班（4、6、8、9、12、13小班に限る）</p> <p>9 2 林班 イ準林班（1、8小班に限る） ハ準林班（1、14、17、18、20小班に限る）</p> <p>9 3 林班 イ準林班（7小班に限る） ロ準林班（7、11小班に限る）</p> <p>9 8 林班</p>	<p>松くい虫の被害拡大を事前に防止し、枯れ木による倒木被害も防止する。</p>

<p>イ準林班（2～4、6、9、11、13、16、17、19、20小班に限る）</p> <p>ロ準林班（3、12、13小班に限る）</p> <p>ハ準林班（2、3、6、10、11、16、21、22小班に限る）</p> <p>99林班</p> <p>イ準林班（2、4、7、12、13、15～17小班に限る）</p> <p>ロ準林班（2～6、10、12小班に限る）</p> <p>100林班</p> <p>イ準林班（2、6、7、9、15、21、22小班に限る）</p> <p>ロ準林班（3小班に限る）</p> <p>101林班</p> <p>イ準林班（6、7、9、10、13、28、32、33小班に限る）</p> <p>ロ準林班（2、11～13、16～18小班に限る）</p> <p>ハ準林班（1、13、24、27、37小班に限る）</p> <p>102林班</p> <p>イ準林班（13、17小班に限る）</p> <p>ロ準林班（6小班に限る）</p> <p>103林班</p> <p>イ準林班（1小班に限る）</p> <p>ロ準林班（1、2、18小班に限る）</p> <p>ニ準林班（3小班に限る）</p> <p>104林班</p> <p>イ準林班（1、3小班に限る）</p> <p>ロ準林班（1、2、5小班に限る）</p> <p>105林班</p> <p>イ準林班（1小班に限る）</p> <p>ロ準林班（2、3、6小班に限る）</p> <p>ハ準林班（11、25小班に限る）</p> <p>106林班</p> <p>イ準林班（3-1、3-2、6～8小班に限る）</p> <p>ロ準林班（2、5、6、9、11小班に限る）</p> <p>ハ準林班（3小班に限る）</p>	
<p>【旧高野口町】</p> <p>なし</p>	

(2) その他  
特になし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画で定める保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定める。

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定めるものとし、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について定めるものとする。

施業の区分	施業の方法
伐 採	該当なし
造 林	該当なし
保 育	該当なし
その他	該当なし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

地域森林計画で定める保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木あってはその樹高）をいう。）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について定めるものとする。

(1) 森林保健施設の整備

- ① 整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設（管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道等）

該当なし

- ② 森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべき旨を定めるものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
山田	(旧橋本市) 1~14、16~18	842.81
紀見東	(旧橋本市) 36~46、48~70	1,349.45
紀見西	(旧橋本市) 15、19~35	795.49
学文路	(旧橋本市) 71、112~124	760.47
恋野	(旧橋本市) 72~88、94	1,070.14
宿	(旧橋本市) 89~93、95~111	1,462.16
高野口	(旧高野口町) 1~18	799.85

2 生活環境の整備に関する事項

地域への定住や都市との交流の促進など地域の振興を図るための基盤となる生活環境施設を下記のとおり定める。

生活環境施設の整備状況

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
郷土の森 (ひだまりの郷内)	原田、北馬場、胡麻生	7 ha	1	体験学習棟 木造平屋建 建築面積96㎡
橋本市高野口山村体験 交流促進センター	嵯峨谷	283.98㎡	2	木造二階建

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

南部の国城山・谷奥深・宿地域は、以前マツタケの産地であったが、現在はアカマツの枯死が深刻化し、マツタケの収穫量も年々減少している。このような中、地元グループは、抵抗性アカマツを植栽している。

#### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

市民生活に潤いを与え、人々の安らぎやレクリエーションの場として活用できるよう、自然とふれあえる空間としての森林を整備し、市民が保健休養等を目的として利活用できる場として、以下の施設の整備の計画を検討する。

#### 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
森林公園等 (橋本市民の森)	恋野・只野・須河 (恋野・只野)	1.45ha (1.45ha)	恋野・只野・須河 (恋野・只野)	1.45ha (1.45ha)	▽1

#### 5 住民参加による森林の整備に関する事項

##### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

平成9年度より、緑の募金事業による植樹事業を行っている。このことにより、自然の大切さ及び美化を考え直し、森林整備を推進する。

また、森林整備関係ボランティア団体と協力し、地域住民を巻き込んだ森林整備、環境学習等の実施を推進する。

##### (2) 上下流連携による取組に関する事項

流域内の森林・林業・木材産業の活性化を図るための団体として、各都道府県内の各流域に流域森林・林業活性化センターが設置されており、会員は市町村、森林組合、素材生産者、林業者、木材関係団体、木材加工流通関係者などで構成されているが、本市も紀北流域林業活性化センター会員として、同センターの活動に参画している。

この流域森林・林業活性化センターの取り組みについては、低コスト林業に関する研修会を開催し、地域材の普及啓発に係るイベントに参画するなど、森林整備の推進及び担い手育成、並びに地域材需要拡大の推進に寄与している。

こうしたなかで、同センターが上下流域連携による活動に取り組む際には、会員としてその活動を支援する。

##### (3) その他

該当なし

#### 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

意向調査を計画的に実施し、森林所有者から経営管理権を取得した森林については、公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の施業方法を考慮して経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画で設定した経営管理の内容を着実に実施するものとする。

## 7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するものとする。

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、森林整備推進に関する普及啓発、経営意欲向上に努めることとする。

また、今後の検討課題として、放置された竹林の整備と有効活用、風倒木の除去、市内の高齢木の調査や地質を考慮した植栽樹種の選定、商業との連携による林業振興等があるが、市広報やホームページの掲載による積極的な呼びかけ、官・民連携で行う森林整備や、他部署との横断的な連携により、住民参加の検討会等を開催し、幅広い様々な意見を集約した上で取り組んでいくこととする。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、指定された規制区域の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守することとする。

【別表1】

区分	森林の区域		面積(ha)
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	2～13、16～17、31、33～34、90～91、94～111、121～124	2,493.16
	342 (旧高野口町)	なし	
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	2-ロ-2～10、2-ハ-1～5、2-ニ-5、8～10、2-ホ-1～2、4～12、3-イ-1～8、10～16、6-ホ-11～16、6-ハ-1,3、13-イ-1、7、13-ニ-9～11、14-イ-1、14-ロ-ニ、15、16-ロ-5～18、16-ハ-5、10、10-1、17-ニ-2～5、18-イ-2、19-イ-10～12、20-イ-7～9、20-イ-32、20-ロ-1～2、21-ロ-3～4、21-ロ-13～14、21-ニ-20、24～25、33～39、22-イ-2～5、7～8、10、12、15～16、22-ニ-8～10、23～24、23-ニ-8～9、13～15、24-イ-19～20、24-ロ-1、9～16、25-イ-10、13～17、20～23、25-ロ-1～4、25-ハ-26～27、25-ニ-1～5、8～11、35～37、25-ホ-1～8、25-ハ-9～14-1、31-ロ-7、32-ニ-8～11、33-イ-2～3、36-ハ-14、20～21-1、26、37-イ-9、40-ニ-14、41-イ-1、41-ハ-7、42-イ-9～12、42-ロ-3～5、6-1、7～13、42-ハ、43-イ-1～19、44-イ-8、12、44-ロ-2、7～10、49-ロ-5～7、10、18、49-ハ-1、8、50-ホ-3～6、50-ハ-3～9、50-ト-4～5、50-チ-9～10、52-ロ-17～19、22～23、56-ハ-2、5、62-ハ-17～28、67-ニ-48～50、77-イ-8、10、14、18、77-ロ-1～2、78-イ-19、23-1、78-ロ-7、11、84-イ-11～15、84-ロ-1～4、6～8、12～14、16～18、84-ハ-22～28、85-イ-1～5、9～11、18～19、85-ハ-1～4、9～11、85-ニ-1～4、14～15、87-イ-5～16、88-イ-13～19、21、88-ロ-1～15、88-ハ-18～19、91-ハ-8、92-イ-1,1-1、104-ロ-12～13、109-ロ-12～13、109-ハ、113-イ-3、7～11、113-ハ-1～3、114-イ-1～6、122-	421.22

		ロ-2～6、9～21、23、122-ハ-9～11、124-ロ-17	
	342 (旧高野口町)	2-イ、ト、3-ホ-6～7、4-イ-1～2、6～7、7-チ-9～13、8-イ-1、8-ロ～ハ、9-ロ-6、10-ロ-7、10-ニ-21～22、10-ハ、10-ト-1～2、9、10-チ～ル、11-イ-21～27、11-ロ-6～8、12-ロ～ハ、13、16-ロ-14～21、17-ハ-2～7、11～16、17-ホ、18-イ-11、18-ロ-11～12、18-ニ-10	174.35
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	なし	
	342 (旧高野口町)	なし	
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	なし	
	342 (旧高野口町)	なし	
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	なし	
	342 (旧高野口町)	なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	2-ロ～ホ、3-ハ、4～12、13-イ-1～5、31～35、36-ハ-9～10、21～26、36-ニ～ハ、36-ト-1～21、37-イ、37-ロ-1～11、42～44、45-イ-1～5-1、6～7、46-イ～ハ、49-ホ-10～18、64-ハ-2～3、65～66、90～93、96～111、117-ハ-33～35、123-イ-4,8,18～19-1、124-イ-10～17、19、124-ロ、124-ハ-1～18、20～23	2,545.10
	342 (旧高野口町)	16-ホ～ハ、17-ニ～ホ、20-イ-6～8-3、20-ロ-1～5、20-ハ-2～5、7、9-7、20-ニ-5、2～3、6～8、11～13、15、18、20～31、33～34、36～41、48～63、20-ホ-3～6、9～11-2	71.11
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林			

【別表 2】

区分		森林の区域		面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	2～13、16、17、31、33、34、 90～91、94～111、121～124	2,493.16	
	342 (旧高野口町)	なし		
長伐期施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	2-ロ-2～10、2-ハ-1～5、2-ニ-5、 8～10、2-ホ-1～2、4～12、3-イ -3～8-1、11～16、13-イ-7、14- ロ～ニ、15、16-ロ-5～18、16-ハ -5、10、10-1、17-ニ-2～5、20- イ-32、21-ニ-33～34、24-イ-19～ 20、24-ロ-9～10、12～16、25-イ -10、13～17、20～23、25-ロ-1～ 4、25-ハ-26～27、25-ニ-1～5、 8～11、35～37、25-ホ-1～8、25- ヘ-9～14-1、32-ニ-8～11、42-ロ -6-1、7～13、42-ハ、43-イ-1～ 19、49-ロ-7、10、18、49-ハ-8、 50-ホ-3～6、50-ヘ-3～9、50-ト- 4～5、50-チ-9～10、77-ロ-1～2、 78-イ-19、23-1、78-ロ-7、11、 84-イ-11～15、84-ロ-1～4、6～ 8、12～14、16～18、84-ハ-22～ 28、85-イ-1～5、9～11、18～19 、85-ハ-1～4、9～11、85-ニ-1～ 4、14～15、87-イ-5～16、88-イ -13～19、21、88-ロ-1～15、88- ハ-18～19、92-イ-1、1-1、100- ロ-9、104-ロ-12～13、106-ハ-1 ～10、109-ロ-11-1、11-2、12、 13、109-ハ、110-イ-26～27、110- ロ-1-1、113-イ-3、7～11、113-ハ -1～3、114-イ-1～6、122-ロ-2～ 6、9～21、23	412.80	
	342 (旧高野口町)	2-イ-1～1-3、4～18、18、2-ト-1 ～12、3-ホ-6～7、4-イ-1-1、7-チ -9～13、8-イ-1、8-ロ、ハ、10-ロ -7、10-ニ-21～22、10-ヘ-1～25 、10-ト-1～2、9、10-チ～ル、11- ロ-6～8、12-ロ、ハ、13-イ～ホ、 16-ロ-14～21、17-ハ-2～7、11～ 16、17-ホ	161.57	
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	203 (旧橋本市)	なし	
		342	なし	

林		(旧高野口町)		
	択伐による複層 林施業を推進す べき森林	203 (旧橋本市)	3-イ-1~2-1、3-1、10、6-ホ-11~ 16、6-ヘ-1、3、13-イ-1、13-ニ- 9~11、14-イ-1、18-イ-2、19-イ- 10~12、20-イ-7~9、20-ロ-1~ 2、21-ロ-3、4、13、14、21-ニ- 20、24~25、35~39、22-イ-2~ 5、7~8、10、12、15、16、22- ニ-8~10、23~24、23-ニ-8、9、 13~15、24-ロ-1、31-ロ-7、33- イ-2~3、36-ヘ-14、20~21-1、 26、37-イ-9、40-ニ-14、41-イ-1 、41-ヘ-7、42-イ-9~12、42-ロ- 3~5、44-イ-8、12、44-ロ-2、7 ~10、49-ロ-5~6、49-ハ-1、52- ロ-17~19、22~23、56-ハ-2~5- 1、62-ハ-17~28、67-ニ-48~50 、77-イ-8、10、14、18、91-ハ- 8、122-ハ-9~11、124-ロ-17	77.74
		342 (旧高野口町)	4-イ-1,2,6,7、9-ロ-6、11-イ-21~ 27,18-イ-11、18-ロ-11,12、18-ニ- 10	12.78
特定広葉樹林の育成を行う 森林施業を推進すべき森林	203 (旧橋本市)	なし		
	342 (旧高野口町)	なし		

【別表3】

対象鳥獣の種類	森林の区域		面積(ha)
ニホンジカ	203 (旧橋本市)	40、41、42、43、44、45、46 、49、50、51、52、64、65、 66、67、71、72、73、74、75 、76、77、78、79、80、81、 82、83、84、85、86、87、88 、89、90、91、92、93、94、 95、96、97、98、99、100、101 、102、103、104、105、106、 107、108、110、111、113、114 、115、116、120、121、122、 123、124	3,737.98
	342 (旧高野口町)	なし	